

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
—児童相談所における養育不調による委託等解除プロセスの分析と手引きの作成—

研究分担者 三輪 清子（明治学院大学 社会学部 社会福祉学科）

研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

里親委託において、養育不調（養育するうえで対応が困難になること）は、子どもと里親の双方を苦しめ、大きな課題となっている。本研究では、「養育不調」による委託解除に影響する重要な事象とそのプロセスを明らかにするため、まず初年度に児童相談所（以降、「児相」と略記する）への質問調査を実施した。2年目には、里親家庭における養育不調によって委託解除となった事例について、児相職員の視点から、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、その対策を検討することを目的とし、2019年4月～2024年3月までに養育不調によって委託解除となった事例を担当した経験のある児相職員にインタビュー調査を実施した。最終年度には、1年目、2年目の知見をまとめ、児相からみた養育不調による措置解除のプロセス図を作成し、さらに「養育不調の予防および対応に関する手引き（ガイドライン）」を作成した。

A. 研究目的

現在、わが国では、社会的養護において家庭養育優先の原則に基づく里親委託等が推進されている。だが一方で、委託後に子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題、支援の不足により、養育者が子どもへの対応に困難をきたす「養育不調」が重要な課題となっていることから、本研究では、「養育不調」の要因とプロセスを明らかにすることを目的とした。

初年度には、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児相、フォostリング機関各々への調査を行うため、養育不調の要因を、Konjin et al., (2018)¹の里親委託の不安定性の要因に関するシステマティックレビューを参考に、「委託や委託解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の課題」の4つに分けて検討を行い、質問項目を作成した。児相への調査を分担する本研究では、児相が里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設に委託・措置を行った子どもにおいて、養育不調による委託・措置解除となった子どもと委託が継続している子ども

を比較するために、それぞれの委託・措置先（里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設）につき、委託・措置が継続しているケースと養育不調による委託・措置解除ケースについて、その要因を詳細に検討するため質問項目を設定した。なお、本研究では、調査によって得た結果のうち、フェイスシートの結果について考察し、そのほかの結果については、他分担研究にて分析考察されている。

2年目には、養育不調によって委託解除となった事例について、児相の職員の視点から、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、その対策を検討することを目的とした。そのため、養育不調による委託解除を経験した15名の児相職員にインタビュー調査を行った。インタビュー調査では、里親家庭、もしくはファミリーホームにおける養育不調による委託解除があった16事例について語られた。

最終年度となる3年目の研究目的は、養育不調に至るプロセスや背景要因についての分析をより深化・精緻化することにある。具体的には、委託前の事前のアセスメント、里親と子ど

ものマッチングや情報共有、そして委託後の関係機関との協力体制（チーム養育）構築の各段階において、どのような課題が重なって養育不調に至ったのか、その発生のプロセスと要因を検討する。

最終的には、これまでの質問紙調査および複数年にわたるインタビュー調査の統合的な分析結果に基づき、養育不調の未然防止、早期発見・対応、および委託解除後のケアを含めた包括的な支援のあり方を提示し、実効性のある「養育不調の予防および対応に関する手引（ガイドライン）」を作成することを目的とした。

B. 研究方法

1. 1 年目

1) 質問項目

養育不調の要因に関する調査を行うため、メタアナリシスレビューを行った海外の文献に当たり、質問項目を挙げ、班会議での協議によって、児相への質問項目を作成した。まず、回答者の職種、在職期間、専門職採用の有無を尋ねるフェイスシートを作成した。次に、A 票として、当該児相における委託継続ケースと養育不調ケース、それぞれの全数データを 3 か年分の回答を求めた。さらに、B 票として、「養育の不調（養育するうえで対応が困難になること）による委託解除となった子どもを A さんとして」A さんにかかわる情報を尋ねた。A 票、B 票双方で、「里親」「ファミリーホーム」「地域小規模児童養護施設」について、それぞれに票を作成し、共通の質問項目を用いた。フェイスシートでは、回答者の職種、勤務年数、児相での専門職採用の有無、専門職採用だった場合の資格要件を尋ねた。

A 票では、当該児相が取り扱ったケースのうち、2020 年度から 2022 年度の 3 か年にわたる、委託継続ケース・養育不調による委託・措置解除ケースについて全数調査を行った。性別、年齢、および里親種別ごとにそれぞれの件数を尋ねた。また、きょうだいの有無、被虐待経験の有無、委託または措置期間、里親とファミリーホームの場合は委託された家庭での同居の実子の有無と同居人の有無、委託児の年齢、再措置（過去に家庭復帰ケースになったものの、再び家庭などで問題が起きたために代替ケアが必要となり、現在里親家庭に在籍している子ども数）の有無、現在の委託・措置以前に措置変更されたことのある子どもの人数、連携して

いる機関につなげた人数、委託されている子どもと実親の交流の有無などを尋ねている。

B 票では、「養育の不調（養育するうえで対応が困難になること）による委託解除となった子どもを A さんとして」、A さんの委託・措置開始年齢、性別、解除時年齢、国籍、養護上の課題が発生した理由、被虐待経験の有無と虐待種別、虐待期間の長さ、心身へのダメージの大きさ、医学的な診断の有無と種別、知能検査及び発達検査の実施の有無と結果、A さんと里親が定期的に支援を受けていた機関、委託解除の理由、措置変更先、養育不調に気付いたきっかけ、養育不調に気づいてから委託解除・措置変更までの期間、どのような支援があれば養育不調による委託解除・措置変更を回避できたと思うか、なぜそのような支援ができなかったかを質問した。

2) 調査方法

調査票の回収は、パスワードをかけ Excel ファイルに記入してもらい、調査者のアドレスに返信する方法により回答する形式をとった。

（倫理面への配慮）

調査回答者、研究対象となった委託・措置されている子どもの個人情報収集せず、匿名性を厳密に確保した。国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認（2023-164）を得て実施した。

2. 2 年目

本調査では、事前質問紙調査とインタビュー調査を行った。それぞれの方法については以下のとおりである。

1) 事前質問紙調査

① 質問項目

インタビューで尋ねる養育不調によって委託解除となった子どもを A さんとして、性別、委託時の年齢、委託時の在籍、国籍、委託解除時の年齢、委託解除後の措置先、保護の理由、虐待被害の状況、医学的診断の状況、知能検査及び発達検査の状況についての質問項目を設けた。また、児相の情報として、里親家庭への支援にあたる職員の経験、資格、研修等についての質問項目を設けた。

② 調査方法

事前に郵送、もしくはメールにて質問紙を配

布した。回答した質問紙はインタビュー当日に持参してもらい、当日のインタビューの進行に役立てた。

2) インタビュー調査

① インタビューガイド

本インタビューは事前に作成したインタビューガイドを用いて行った。

② 調査方法

インタビュー形式は対面、もしくはオンラインであった。場所は各自治体所有の会議室にて、調査協力者が希望する日時に実施した。インタビューガイドを用いた半構造化面接を行い、時間は1時間から2時間ほどを要した。インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て、対面の場合は音声をICレコーダーで録音、オンラインの場合は録画をした。インタビュー終了後、逐語録に起こした。

3) 調査協力者

調査協力者は、各自治体の児相を通して選定を行った。児相の職員のうち、日本語での受け答えが可能であり、2019年4月から2024年3月末までの間で養育不調による委託解除・措置解除を経験した子どもの担当児童福祉司15名が調査協力者となった。

既述のように、事前質問紙では、里親家庭への支援にあたる職員の経験、資格、研修等について記入してもらった。ただし、回答があったのは15か所中7か所である。結果は、以下のとおりである。いずれも複数で里親家庭への支援にあたっており、現役職については短い場合には1年程度であるが、長い場合は19年であった。また現役職19年の者がいる児相は他の児相と比較して、長期間現役職についているものが多かった。資格については、ほとんどの者が社会福祉士、保育士など何らかの資格を持っていた。

里親家庭への支援に関する職員研修についての回答は、15か所中6か所であった。そのうち職員研修は「ない」としたのは1か所で、「あるとしたのが5か所だった。頻度についての記入は4か所であり、年1回が2か所、年2回と年4回がそれぞれ1か所だった。全国的な研修（「里親支援センター等人材育成プログラム」）への参加、県のフォスタリング機関関係職員研修への参加など、また新人研修、その他独自の研修があったが、里親家庭にかかわる職員のみを対象としているものがほとんどで、児

相内の全職員を対象にしている研修があると回答したのは1か所のみだった。

4) 調査期間

調査期間は2024年12月～2025年3月だった。

5) 分析方法

結果の表示については、本調査の目的に照らし、委託前の認識、委託されてから解除になるまでのプロセスを考える上で、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出した。時期については、委託前の「委託時点の状況（Aさんの状況、里親の状況、実親の状況、委託・措置の選定先の里親の認識）」、委託の準備である「マッチング・交流」、委託が始まってから委託解除までの「委託当初」、「委託経過中」、「養育不調に気が付いた時」、「養育不調が児相に共有されたとき」、「委託解除までの期間」、「委託解除時」、「委託解除後」と時期を分けて捉えることとした。

（倫理面への配慮）

回答者と研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第202407号）を得て実施した。

3.3 年目

最終年度である3年目は、養育不調によって委託・措置解除となった事例がたどったプロセス図の作成と手引きの作成を行った。具体的には以下のとおりである。

1) プロセス図の作成方法

養育不調によって委託・措置解除となった事例がどのような過程を辿ったのか、児相へのインタビュー調査で得られた16件の事例を分析し、統合したプロセス図を作成した。

まず、インタビュー調査で集めた事例について、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出し、共通した事象は集約した。それらを、委託・措置前→委託・措置当初→委託・措置中→委託・措置解除時という時間軸に分けて切片化した。上段には、子どもや里親がどの段階でどのような状況だったのかを四角で示した。下段には、児相

のかかわり・支援として望まれるものを示した。

明らかとなったプロセスの中で、予防とケアのポイントを考えられる箇所について赤丸の数字で示した。

完成したプロセス図について、研究班内で協議を重ね、修正を重ねていった。

2) 手引きの作成方法

手引きの作成では、質問紙調査、インタビュー調査の分析による養育不調に影響する事象を整理した。また、養育不調による委託解除のプロセス図から導かれた予防とケアのポイント、委託前から委託解除後までを段階別に整理した。一冊の手引きの中で、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設が横断的に参照できる構成とし、仮案作成後には、インタビュー調査協力者および関係機関から内容の妥当性等について意見聴取を行い、その結果を踏まえて研究班内で加筆修正し、完成稿とした。

(倫理面への配慮)

研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認(承認番号:第 202407 号)を得て実施した。

C. 研究結果

1. 1 年目

本児相調査の回収率は 32.3%だった。有効回答数は、全国 232 か所の児相中 75 件である。本研究では、調査によって得た結果のうち、フェイスシートの結果について考察し、そのほかの結果については、他分担研究にて分析考察されている。

フェイスシートの結果としては、回答者の職種で一番多かったものは児童福祉司であり、54.7% (41 件) と半数を超えた。そのほかの職種については、一般事務や主任児童福祉司、心理職など多種多様な職種があがったが、いずれも 1% 前後(多くは 1 件) だった。

現在の児相における勤務年数については、「1 年～3 年未満」「3 年～5 年未満」がいずれも 28.0% (21 件) であり、「1 年未満」は 14.7%、「5 年～10 年未満」は 17.3% (13 件)「10 年以上」は 9.3% (7 件) だった。

現在在籍している児相以外の児相も含めた、児相での勤務年数は「10 年以上」が最も多く 32.0%、次に「5 年～10 年未満」が 25.3%、

「1 年～3 年未満」「3 年～5 年未満」がともに 17.3%、「1 年未満」が 5.3%だった。

児相での専門職採用を尋ねたところ、専門職採用をしているところが 86.7% (65 件) にのぼった。

専門職採用の資格要件を尋ねたところ、「社会福祉士」が最も多く 24.6%、次に「心理学に関する学部/大学の卒業」が 22.5%、「福祉学に関する学部/大学の卒業」が 19.4%、「精神保健福祉士」が 15.2%と続いた。

2. 2 年目

2 年目に実施したインタビュー調査の結果について以下に記述する。ただし、回答者の具体的な発言については、当該年度の報告書でも報告されており、ここでは省略する。

1) 委託時点の里親の状況

① 里親家庭の概況

対象となった里親家庭は 16 家庭で、そのうちファミリーホーム(以下、「FH」と略記する)が 3 家庭、養育里親が 11 家庭、養子縁組里親と養育里親の重複での登録が 2 家庭だった。夫の仕事の都合上、まだ登録ができておらず、妻のみ登録しているケースも見られた。

里親の年代は、40 代が 5 家庭とひとり、50 代が 3 家庭とひとり、60 代が 2 家庭、不明(調査中特に年齢を聞かなかった)が 5 家庭だった。家庭状況としては、里父は正社員であり、その他宗教家、自営業、無職だった。里母は、正社員、もしくは非正規雇用、自営業、専業主婦だった。不明も 1 件あった。実子の有無については、実子なしが 5 家庭、実子ありが 9 家庭、不明が 1 家庭だった。これまでの受託人数については 0 人から多数まで様々だった。当該ケースに至るまで、全く子どもと関わりもなく、一時保護やレスパイトなどの受け入れ経験もない里親がいる一方で、福祉関係の仕事をしてきていた里親、実子がいる里親、子どもの受託経験のある里親もあり、里親の経験は多岐にわたっていた。

② 委託の状況

里親登録後すぐに委託された場合もあれば、2～3 年を経て委託された場合もあった。里親の希望とは異なる年齢の子どもだが、児相の説得により、依頼の承諾を得たケースも複数あった。

③ 成人した実子

今回の調査においては、実子とは良好な関係

だった事例もあったものの、実子、もしくは里父と委託された子どもの関係性が悪化したことが不調による措置解除の要因となった事例もあった。

しかしながら、特筆すべきは、里親に成人した実子があり、その成人した実子が不調による措置解除の一因となった事例が複数あったことである。また元々は別居していた実子が、子どもの委託後に、離婚によって実家である里親宅に戻ってきて、子どもとうまくいかなかったという事例もあった。さらに元々同居していた成人の実子との折り合いが悪く措置解除に至った事例もあった。

2) 委託時点の A さんの状況

① A さんの概況

今回の調査では、委託時と委託解除時の学年は、就学前～高校生の長期間は 1 人のみであった。就学前～就学前は 5 人で、就学前～小学校低学年が 1 人、就学前～小学校高学年が 1 人、小学校高学年～小学校高学年が 1 人、中学生～中学生が 4 人、中学生～高校生が 1 人、高校生～高校生が 2 人だった。性別は男子が 11 人、女子が 5 人だった。委託期間は、1 年以内に措置解除となった事例は 9 件、1 年～2 年以内が 4 件、約 5 年が 2 件、約 16 年が 1 件だった。保護の理由としては、保護者の虐待もしくは酷使、養育拒否など、虐待を示すものが 9 件、その他、他者の精神疾患、死亡、離婚、拘禁、経済的理由、もしくは子の問題による監護困難、障害などだった。委託された子どもの主な問題としては、里母への暴力、試し行動、愛着の課題、性的問題行動、無断外出、盗み、不登校等、多岐にわたった。フォスタリング機関からの継続的支援は、ありが 10 件、なしが 6 件だった。里子への児相・フォスタリング機関からの継続的支援はすべてがありだった。

② A さんの医学的診断、知能検査など

A さんの医学的な診断がないとしたのは 5 件で、11 件は診断があった。知能検査は 14 件が行われており、2 件は行われていなかった。ただし、今回の調査対象となったすべての子どもが、愛着の課題、あるいは発達障害や知的障害、肢体不自由などの障害がある、もしくは何らかの虐待を受けていた、またはその両方があった。

3) 委託時点の実親の状況

委託時点の実親の状況は、父母がいる家庭や

ステップファミリー、母子家庭、父子家庭、もしくは、子どもの保護後に離婚した家庭があった。実親の状況は、何らかの精神障害や知的障害などの障害があり、精神保健手帳や療育手帳を保持している実親、両親が拘禁されている実親、母の彼氏の出入りがある家庭、実母が病気で死亡し祖母が育てられなかった家庭、父や母、もしくはきょうだいとの関係性に困難がある家庭など、さまざまだった。

4) 措置先の選定

措置先を里親家庭とした理由、また当該里親家庭を選択した理由としては、①実祖父母からの希望、②フォスタリング機関の強い希望、③子どもが保育園で安定して過ごしていることから、同じ地域の力のある里親が選定、④受験のため、⑤一時保護で学校に行くことが困難な場合、学校に早く行かせたいことが理由で里親委託が選択、⑥実家庭、親族家庭、施設にも空きがなく、里親家庭に行くしかないで里親家庭を選択、⑦以前からつながりのある里親家庭を選択などだった。

5) マッチング・交流

今回の調査では、マッチング・交流を、半年や 7～8 か月など、段階を踏んで慎重に交流を重ねていく事例が約半数ほどあった。一方で、1～2 回の顔合わせ、あるいは外出・外泊を 2 回程度行い急いでマッチングと交流を終える事例も約半数ほどあった。

マッチング・交流時の課題としては、十分な情報を里親に伝えられていないとした事例が複数あった。

6) 委託当初

委託当初の状況としては、委託当初は順調だったが、思春期ごろから数年をかけてうまくいかなかった事例があった。また、中高生などの高年齢児では、委託当初は緊張していたり、気を遣って生活していたという状況も見られた。

一方で、委託後早いうちから試し行動が見られる場合や、その子どもの素の部分が見えている場合もあった。また、里親側に当初から子どもの状態に合わせての対応が難しかったことが語られた事例もあった。

7) 委託経過中

委託経過中については、長期間、問題なく経

過していった場合もあった一方で、委託経過中にすでに不調の兆しが見えていた場合が今回の調査では多勢を占めた。

8) 養育不調に気付いたとき

児相職員が委託当初から気になっていた里親の様子に変化が現れなかった場合、あるいは委託経過中から里親宅が気に入らないと子どもが訴えを続けていた場合は、「養育不調に気付いたとき」という決定的な瞬間はないものの、当初から不調や心配があったと考えられる。

「養育不調に気付いたとき」として語られたのは、里親から「もうみれない」「一緒にいられない」といった訴えがあった場合、子どもが里親宅から家出した場合などだった。一方で、児相の職員が、里親とのかかわりの中で、養育不調が少しずつ始まっているのに気付いた場合もあった。

9) 養育不調が共有されたとき

養育不調が児相側と里親の両方で共有された時は、本調査においては、既述の「8. 養育不調に気付いたとき」とほぼ同時であることが多かった。

10) 委託解除までの期間中

既述したが、里親から「もう無理」など委託解除の申し出があった場合には、訴えがありすぐ措置解除した場合と、何らかの支援や養育不調を改善しようとする動きがある場合があった。委託解除後に家庭復帰することになった事例もあった。

11) 委託解除時

委託解除時には、幼児への説明にも難しさを感じていることがうかがえた。また中高生の場合には、児相職員が措置解除を告知したときに淡々と受け止める子どもの様子が語られた。

また、とくに中高生において、里母から里親宅にいられなくなった事情を説明してもらったり、お別れの挨拶をしてもらったりするというように、子どもも里親もいったん区切りをつけるためにセレモニー的な場面を大切にしている児相もあった。

12) 委託解除後

委託解除後、子どもの状況が好転した事例と子どもの状態が結局よくならなかった事例があった。また、委託解除後の里親についても聞

き取りを行っている。

さらに、中高生の場合には、委託解除後に、児相の職員と子どもとの振り返りが行われることがあった。

13) 養育不調予防のために望むこと

① 児相・里親支援センター等の支援

児相の寄り添うような伴走支援の大切さについての語りがあり、さらに、里親が子どもの養育に専念できるような環境づくりの重要性についても語られた。とくに、子どもの養育以外の部分をサポートできるような資源の利用が必要であることが語られた。

② 社会資源の利用、関係機関との連携

保育園の利用や里親会等の里親同士のつながりを考えられれば良かったとする語りやフォスタリング機関との連携の重要さがうかがえる語りがあった。

③ 中高生への支援

中高生の場合には、委託当初からの枠組みを子どもに提示する提案がなされた。中高生が活用できる資源の少なさについても語りがあった。

④ 発達特性の理解を促す研修

発達特性に関する研修を行うことで、里親の理解を深めてもらうという提案もあった。

⑤ 振り返りシート

不調による措置解除が生じた後に、関係者で振り返り、誰かを責めるのではなく、振り返ることにより次に活かせるようなシートがあるといいという提案があった。

⑥ アセスメントとマッチングの重要性

特に里親担当の児童福祉司からは、アセスメントやマッチングの重要性を考えずに、「とりあえず里親」となってしまうことの危険性についての語りや、子ども側も里親側もアセスメントが重要であるとの語りがあった。さらに、マッチングが何よりも重要であることが語られた。

3.3 年目

最終年度となる3年目は、ここまでの研究をまとめた形でプロセス図の作成と、手引きの作成を行った。

1) プロセス図

以下、プロセス図について、下段の児相のかかわり・支援のうち、ポイント1から6に沿って説明する。

① ポイント1:

調査では、全ての家庭が「何らかの虐待経験・発達障害等がある子ども」を委託されていた。委託のマッチング時においては、「一時保護所がいっぱい」、もしくは「学校に行く必要がある」、措置の「緊急性が高い」場合と「緊急性が低い」場合の二つに分かれた。そのようなとき、児相がリスクの高いマッチングを避け、複数の措置先の選択肢の中、子どもの最善の利益を考え選ぶことができているかがまず重要になる。

② ポイント2:

交流については、「交流に時間をかけて」慎重に交流した場合と1、2回の面会交流など「交流が少ない」場合がある。このことから、交流の頻度や期間というよりは、交流の時にどのようなことを重視するべきかが重要なように思われた。そして、交流の時に何を重視するべきかについて、子どものアセスメントから養育者にかかわりのポイントを伝え、交流を振り返り養育者候補からの相談を受けられる関係を築けるか考慮する必要がある。

③ ポイント3:

委託が開始されると、「嘘」や「性的問題」「だらしなさ」「盗み」「気になる態度」などの子どもの表出が徐々に見られるようになる。それに伴い、里親の「不満」がきかれたり、もしくは児相から見て、里親が少し「気になる養育」と思われるかかわりが見られたりするようになる。この時期は、「家庭訪問」や「電話」などで里親や子どもの話を寄り添って聴くなど、児相に求められる委託中の支援はできているか、が重要な点となる。

④ ポイント4:

併せて、関係機関（他所の児相、フostering機関、施設、学校、保育園等）と連携、情報共有はできているか、という点は委託前から委託後の支援に至るまで、気を配る必要がある。

⑤ ポイント5:

委託中の支援があまり機能しない場合、子ども、もしくは主に養育していた里親からの「拒否感」が出る。あるいは、里親家庭の実子や、片方の里親からの「拒否感」が出ることによって、「主に養育している里親が間に挟まれ養育が継続困難」になってしまう。そ

うなると「子どもからの訴え」「子どもの家出」「里親からの訴え」などが出され、そこで初めて、児相職員が気付く場合がある。そのときになって、児相も「里親・子どもからの訴えを聴く」「両者の思いを伝えるカンファレンス」「一時保護目的のレスパイト」などを行うが、すでに時が遅く、そのまま措置解除となるという帰結を辿る。

ただし、措置解除となるとしても、子どもの戸惑いや悲しみ、また里親のなぜ措置解除になってしまったのか、という両者の喪失感を受け止め、セレモニー的機会を設けたり、里親家庭での生活の振り返りをしたりするなど、子どもと里親のフォローを行うことが大切になる。

⑥ ポイント6:

委託解除後には、子ども、里親等養育者への振り返りのフォローをできているか。次の委託（措置）先への手続きを検討できているかを考えたい。

2) 手引き

令和7年度報告書内、手引きを参照。

D. 考察

児相職員を対象として本調査研究では、プロセス図にあるように、児相から見た里親家庭の様子とそれに対する児相のかかわり・支援が中心となった。児相職員にインタビュー調査をし、児相職員から事例となる里親家庭の様子を聞き取ることができたことで、児相職員の視点からの里親家庭が浮き彫りになったと考える。その結果、児相職員は、里親と子どもの関係性が不調状態にあることを、気づくことができず、里親や子どもからの訴えがあって初めて気づくというパターンが多いことが示された。

調査では、すべての家庭が「何らかの虐待経験・発達障害等がある子ども」ではあったが、そもそも里親に委託される子どもたちは、何らかの喪失経験を抱えており、その意味ではなんらかの虐待経験、もしくはそれに近いものを抱えている。また、プロセス図で取り上げた児相のかかわり・支援は、多くの児相で実施している一般的な対応も多くみられた。その意味では、プロセス図は里親一般・児相一般に一定程度当てはめて考えることができ、それぞれのフェーズで何を取り組むべきか、自分たちの動きを一定程度、確認することができるよう記載が

できたと考える。

手引きは、本調査研究の3年間の集大成となるものである。以下、手引きのように時系列に沿って、3年間の研究で得られた知見を整理する。

1. 委託（措置）前に求められる対応

1) アセスメント

今回の調査では、アセスメントが非常に重要であることが明確になった。アセスメントは、里親家庭（実子や同居人を含む）についても、子どもについてもする必要がある。また、初期段階でももちろん必要だが、初期段階のみ行えばよいというものではなく、常に継続したアセスメントが必要であり、児相や里親支援センター・フォスタリング機関はそれを意識する必要があると考えられる。

また、子どもを措置する児童福祉司と里親担当の児童福祉司では、里親家庭への委託に当たり、子どものアセスメントについて、重視する点がずれる場合がある。里親担当児童福祉司として、里親家庭に委託するには子どもの「この部分」のアセスメントが必要だと考える内容について、子どもを措置する児童福祉司が十分にアセスメントできていない場合に、結果として養育不調につながる可能性がある。アセスメントの不十分さの指摘は、時として、児相内のパワーバランスが影響することもあると考えられる。そのため、児相内を風通しよくする、児相の職員同士のチームワークに気を配るなど、里親担当や措置を担当する児童福祉司だけでなく、児相や管理職の配慮も重要となると考える。

また、里親家庭自らの希望も十分に考慮し、児相と里親家庭の希望をすり合わせ、思いもかけない子どもが家庭に来た、ということがないように十分な話し合いや研修等の準備が必要となる。また、ファミリーホームであれば、すでに委託されている子どもとの関係性が重要であり、里親家庭でも、里父や実子との関係性にも配慮する必要がある。さらに、今回の調査では、成人した実子と子どもとの関係が里親と子どもとの関係に影響を与えた事例もあった。とくに同居の実子だけでなく別居の実子が影響している事例もあったことから、別居の実子であっても、可能であれば、里親制度や社会的養護について、里親から説明するだけでなく、児相や里親支援センター・フォスタリング機関から説明し、研修を受けてもらうことで理解を得る必要性があると考えられる。

2) マッチング・交流

今回の調査では、中高生の場合に「学校へ行かせてあげたい」などの理由から、マッチングを急ぎ、結果的に不調による措置変更となる事例が散見された。調査をする過程では、目の前にいる子どもがずっと一時保護所にいて、早く出してあげたい、学校へ行かせてあげたいと考える児童福祉司の悲痛な思い、少しでもいい環境に子どもを措置したいという思いが窺えた。しかしながら、「ほかにない」から里親に委託する、という状況の中での委託は、結果的に早い段階で養育不調が生じ措置解除となっていた。これらのことから、当該の子どもに「最も望ましい」家庭を選定する必要があることを改めて確認できる結果となったと考える。

また、交流については、交流の期間の長短や回数、頻度というよりは、今後、委託されてからどのような生活ができるか、子どもと養育者は困難が起きたときにどう話し合えるのかなど、それぞれが委託後の生活をイメージし、必要な体制を作ることが重要であると考えられた。

3) 子ども・養育者への説明、情報共有

今回の調査では、マッチング・交流時に十分な情報を里親に伝えていないことがある、ということが明らかとなった。児相が、子どもの情報や養育機関の見通しなどを里親家庭に伝えることが、その後の委託が順調に進むかを左右する。児相は十分なアセスメントを行い、里親家庭に十分な情報を提供することが必要であると考えられる。

また、マッチング・交流時に子どもにも十分な情報提供が必要であると考えられた。子どもにわかりやすく、委託期間の見通しや、実家庭の様子、そして里親家庭の暮らしについて、説明することが重要になる。併せて、生活環境が大きく変化する子どもの不安を十分に聞き取ることも重要であると考えられる。

2. 委託（措置）後に考えられるリスクと求められる支援体制

1) 委託（措置）当初の対応

今回の調査では、委託（措置）当初の対応として、中高生については、里親家庭で生活するうえでのルールを決めることが有効であるという提案があった。里親家庭と子どもに合う形での枠組みを作ることによってその後の生活にスム

ーズに移行することができると考えられた。

また、アセスメントを継続すること、頻繁に家庭訪問をすることも重要であると思われた。

2) 委託（措置）中に求められる対応や支援

今回の調査では、委託経過中に里親家庭に起きた様々なこと（里親の家族の入院、実子の状況の変化、里親の仕事の変化など）によって、委託の継続が難しくなった事例もあった。可能であれば、さまざまなことが起こったとしても、里親には子どもの養育に専念してもらいたい。そのためには、地域の様々なサービスに児相や里親支援センター・フォスタリング機関が繋がっておき、里親もつなげることによって、里親の負担を軽減し、子どもの養育を継続してもらう工夫が必要であると考えられた。

また幼少期の子どもや小学生は地域のサポートが潤沢にあったとしても、中高生にはそうした資源が非常に少ないということも今回の調査で浮き彫りになった。中高生が活用できる資源の情報収集や中高生をどのようにサポートしていくかをあらかじめ準備しておくなどの工夫が必要であると考えられた。

さらに、発達特性等の理解を促す研修の必要性も浮き彫りになった。里親が、事前にそうした研修を受けていても、実際に子どもを目の前にしていないと忘れてしまったり、よくわからなかったりするだろう。しかし、実際に委託される（されている）子どものことは、身につく実践に生かすことが考えられる。そのため、委託される（されている）子どもに合わせたオンデマンド型のオンライン研修を用意しておくなど、様々なやり方を検討する必要があると考える。

3) 養育不調が起きたときに行う対応

児相職員が、養育不調に気づいた場合には、時間的猶予が生まれ、子どもや里親・ファミリーホームに対して対応できることもあるだろう。しかし、児相職員が全く気付かず、里親からの訴えがあつて気付くことになると、すでに時が遅くほとんど何の対応もできないまま委託（措置）解除になることが、今回の調査では多かった。家庭の中で起きている養育不調に気付くのは困難を伴うのかもしれないが、少しでも早く養育不調の兆しに気づくことが重要であることを再確認することになった。

3.委託（措置）解除の時に求められる対応

1) 委託（措置）解除時の対応、子ども・養育者への説明

委託解除時には、年齢にかかわらず、丁寧にわかりやすく子どもに状況を説明し、そして、子どもから話を聴き、さらに子どもがどう考えるか意見を聞く必要があるだろう。もちろん里親にも丁寧な説明と理解を求める必要がある。

調査では、委託解除の当日に突然子どもに伝え、その日のうちに里親宅・ファミリーホーム宅から離れなくてはならないということもあった。緊急性が認められるようなやむを得ないこともあるかもしれないが、そうでない場合には、子どもに事前の説明や、自分の気持ちを整理するプロセスを保障することが重要であると考えられた。

また、今回の調査では、児相が仲介しながら、子どもと里親がそれぞれお別れのコメントをするというような、セレモニー的機会を設けることもあった。セレモニー的機会を設けることで、子どもの気持ちの整理と未来につなげていくことが大切であるように思われた。また、チームとして子どもや里親・ファミリーホームを支えきれなかったことについても子どもに真摯に伝える必要があるだろう。これらの過程では、里親支援センター・フォスタリング機関とも十分な情報共有を行うとともに、役割分担をしながら連携することが必要であると考えられる。

2) 委託（措置）解除後に求められる支援や対応

委託（措置）解除後に、まず求められるのは、子どもの気持ちに寄り添い、不安や不満の気持ちを聴き取ることだろう。そのうえで、措置変更は子どもに責任はないことを確認し、里親家庭やファミリーホーム、地域小規模児童養護施設での経験を子どもがポジティブにとらえられるようサポートすることが必要である。

また、里親家庭・ファミリーホームの不安な思いや怒りを傾聴し、気持ちを整理し、振り返る機会を持つことも重要であろう。この時には、里親支援センター・フォスタリング機関の協力も必要であると考えられる。

また、可能であれば、子どもの次の生活場所の里親・ファミリーホームまたは施設職員と児相、里親支援センター・フォスタリング機関と、これまで子どもが住んでいた里親・ファミリーホームなどが一堂に会し、子どもの今後の生活について話し合う機会をもてるとよいと考える。

さらに、委託（措置）解除後には、十分な振り返りが大切であるように思われた。今回の調査では、中高生の場合に振り返る機会を設けている児相があったが、中高生に限らず、幼児も小学生も、委託解除後に振り返りを行うことは重要であろう。

また、里親・ファミリーホームについても、養育に関する過度な失敗との認識や喪失感の軽減のため、振り返りは必須となるだろう。里親・ファミリーホームとの振り返りでは、嘆きが聴かれたり、過度に児相が攻め立てられるのではないかという思いから、振り返りを行うことが困難であるとの認識が児相や里親支援センター・フォスタリング機関にあるように思われる。しかし、里親・ファミリーホームが次の委託に進むためには、振り返って必要な部分は労をねぎらわれ、また反省することは不可欠である。また、チーム全体で振り返ることで、養育不調による措置解除は里親だけの責任ではなく、チーム全体の責任であることも、確認したい。

E. 結論

本調査研究では、初年度は児相への質問紙調査のフェイスシートの報告のみだったが、2年目にはインタビュー調査を行い、3年目にはそれらをまとめ、児相からみた養育不調による措置解除のプロセス図を作成し、さらに「養育不調の予防および対応に関する手引き（ガイドライン）」を作成することができた。総じて、次の4点を結論として提示できると考える。

第一に、委託前からの子どもと里親への徹底的なアセスメントが重要であり、それが次のプロセスである措置選定・マッチング、そして委託全体に影響を与えることになる。加えて、里親家庭については、里親家庭に同居している実子のみならず、成人した別居中の実子へのアセスメントや研修の必要性が示唆された。

第二に、措置選定、マッチング・交流のプロセスにおいては、子どもの登校のため、受験のため、他にないから、といった理由での里親の選定は不調のリスクが高まることが懸念された。

第三に、委託当初、委託経過中にも、アセスメントを継続し、委託の経過を予想していくことが必要であることが示された。また児相やフォスタリング機関等の伴走型の支援や、資源の活用、学校やそのほかの関係機関との連携がこの時期には重要であることも示唆された。さら

に、里親に子どもの養育に専念してもらうための地域資源との連携や資源の創出についても今後の課題として示された。

第四に、措置解除時、措置解除後は、子どもや里親に対して、振り返りが重要であることが示唆された。

手引きは完成したが、里親にしても児相にしても、より一般化するためには、さらなる質的研究や量的研究が求められ、それらを精緻に分析する必要がある。それらは、今後の課題としたい。

引用文献

1) Konijn, C., Admiraal, S., Baart, J., van Rooij, F., Stams, G.J., Colles, C., Lindauer, R., Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018.

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし